

保護者 様

高根沢町教育委員会教育長 坂本 美知夫

緊急事態宣言の再発令に伴う対応について

保護者の皆様には、平素より高根沢町の教育行政に格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。

先日、栃木県に緊急事態宣言が再発令されました。本町においても新型コロナウイルスの新規感染者が毎日のように報告されていることから、あらためて町をあげて感染症予防の徹底が必要な状況となっております。

つきましては、ご家庭におかれましても、お子様やご家族の健康状態の把握、ならびに学校との連携等について、下記の事項にご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、今後の状況によっては、変更の可能性もありますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学校における教育活動について

- (1) 感染状況を注視し、感染症対策を講じたうえで教育活動を実施していきます。
- (2) 中学校の部活動については、9月12日(日)までの間、活動を原則中止とします。

2 感染対策の徹底について

- (1) 児童生徒について、毎日の検温や健康観察等を継続していただくとともに、発熱等の風邪症状がある場合は、登校を控えていただきますようお願いいたします。(出席停止の取扱い)
- (2) 次の場合、当該児童生徒は登校することができません。なお、欠席連絡の際にお子さんの体調や保健所からの指示事項等についてもお知らせいただけますようお願いいたします。

<登校することができない場合>

- ①児童生徒の感染(陽性)が判明した場合

治癒するまでの間、出席停止

- ②児童生徒が濃厚接触者となった場合

保健所からの指示による健康状態の観察が終了するまでの間、出席停止(PCR検査の結果、陰性が判明した場合も同様)

- ③児童生徒と同居する家族の感染(陽性)が判明した場合

この場合、一般的には当該児童生徒は濃厚接触者となり、上記②により対応します。

- ④児童生徒と同居する家族がPCR検査等を受けることとなった場合

当該家族の検査結果が判明するまでの間、出席停止

- ⑤児童生徒又は同居する家族に発熱等の風邪症状がみられる場合

症状がなくなるまでの間、出席停止(医療機関を受診し別の診断がされた場合は、その診断に従います。)

- (3) 児童生徒やご家族でPCR検査等を受けることになった場合や陽性者が確認された場合は、保健所等から学校に聞き取り調査が入るため、学校に速やかにご連絡ください。

3 地域社会での対応について

- (1) 上記の取扱いに当たっては、該当となった方の人権について最大限配慮するとともに、ご提供いただいた情報につきましては、個人情報保護の観点から取扱いに万全を期してまいります。
- (2) 「注意をしても感染はだれにでも起こりうる」という認識をもち、思いやりの心を忘れずに、家庭や地域等の継続したご支援、ご協力をお願いいたします。